袋井市森町広域行政組合 袋井消防本部

消防施設整備計画

第1部 基本方針 (公共施設等総合管理計画)

第2部 個別施設計画

平成30年2月8日

消防本部総務課

はじめに

袋井市森町広域行政組合は、昭和46年に袋井市、森町、旧浅羽町の1市2町 の消防体制を充実させることを目的として設立されました。

組合設立により昭和47年には、袋井消防本部・袋井消防署の建設、平成6年に浅羽分署、平成14年に森分署、平成26年に山梨分遣所を建設し、消防本部や各消防署所を整備してまいりました。

袋井消防本部・袋井消防署は、新元号2年(2020)に袋井市防災センターと合同の庁舎を開庁すべく現在設計業務等を実施しています。今後、浅羽分署を初めとし、老朽化の進行に対し施設の改修により長寿命化を実施し、耐用年数後の建物の保全管理が必要となります。

一方で、約40年前の経済成長を前提とした社会から人口減少・少子高齢化社会へと転換し、経済・社会情勢が変貌を遂げる中、救急需要の増加を初め、従来社会が経験してこなかった大規模災害や特殊災害が発生するなど、消防を取り巻く環境も大きく変化しています。

本計画の目的は、消防施設の劣化・損傷が住民及び職員の安心、安全を脅か すことがないようにするとともに、消防施設整備の中長期的な指針として策定 しトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、的確に施設の維持管理、更新 を行うものです。

今後は、本計画に基づき効果的な消防施設整備を進め、さらなる消防体制の 強化に取組んでまいります。

目 次

消防	施	設	整	備	計	画	の	趣	旨	Ì								•	•	•	•			•			•		•		•		1
	1		計i	画	の	位	置	付	けけ	٠.								•	•	•	•						•		•		•		1
	2		計i	画	の	構	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第一	1 音	ß	基	本	ナ	亍釒	计	(公	共	· 於	包含	卫	等	総	合	管	'理	語	†@	画)							•				•	4
第	§ 1	章		基	本	方	針	の)	象	施	設	ع	基	本	方	針	の	対	象	期	間											4
	1		基.	本	方	針	の	対	象	施	設							•	•	•	•			•		•	•		•		•		4
	2		基:	本	方	針	の	対	象	其	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	52	章	į	消	防	施	設	(D))	況	及	U	将	来	<u>(</u>	見	通	し															6
	1		消	防	施	設	の	状	沅	٤٤	火	.災	件	数	(等	•																	
		(1)	袋	井	消	防	本	部	3 <i>0</i>)	沿	革	<u>.</u>	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•		6
		(2)	消	防	施	設	tO,	(保	有	状	沅	ļ .		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	7
		(3)	署	所	別	O)	火	災	発	:生	件	数		救	急	の	出	動	件	数	•	•	•	•	•	•	•		•	•	8
	2		総.	人	П	や	年	代	別	人	. П	1	·つ	いい	7	今	後	の	見	通	し												
		(1))	総	人	П	O))将	来	推	Ħ	٠.	•				•	•	•	•		•				•		•		•		9
		(2)	年	代	別	人		か	ら	H	·t:	消	防	需	要	の	将	来	推	計	•						-		•		10
	3		消	防	施	設	の	維	持	管	理	١.	修	縺	等	1=	係	る	中	長	期	的	な	経	費	の	見	込	み		•		11
		(1)	補	修	費	用	(J	将	来	推	計	٠.							•								•				11
		(2)	財	政	状	沂	ļσ,)見	.通	il	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第	3	章	į	消	防	施	設	(D))終	合	的	か	つ	s計	·画	i的	な	管	理	に	関	す	る	基	本	的	な	方	針				15
	1		全	庁	的	な	取	IJ	絍	H	体	制	の	構	築	及	び	情	報	管	理	•	共	有	方	策	•	•	•	•	•	•	15
	2		現	状	ゃ	課	題	1=	嬰	す	-る	基	本	認	ا龍	. 5		•	•	•	•		•				•		•		•		15
		(1))	消	防	行	政	゚゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ		۲	ス	<i>(</i> 0)	視	点	į •		•	•	•	•		•				•		•		•		15
		(2)	社	会	環	境	等	€ Ø2	変	化	<i>(</i> 0)	視	点	į •		•					•						-		•		15
		(3)	効	率	化	O))	点	į •										•								•				16
	3		消	防	施	設	の	管	理	15	奜	す	·る	基	本	的	な	考	え	方									•				16
		(1))	目	標	耐	用	年	数	ξ.																•		•				16
			2																														
		(3)	保	全	管	理	σ ,)考	え	.方																	•				22
			4																														
	4		っ.																														

第2	部	個	別施	設計	画	•			•				•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		26
第	1章	: 個	別施	設計	画σ)趣	旨													•	•	•						27
	1	計画	の位	置づ	け・		•			•								•										27
:	2	計画	の対	象施	設•					•																		27
;	3	計画	の対	象期	間•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
第	2 章	施	設別	計画								•	•					•		•	•	•						29
	1	消防	署所																									
	(1)	基本	的な	考え	方	•		•	•	•							•		•	•	•				•		29
	(2)	施設	別計	画•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
第:	3 章	注	í 防施	設の	更新	f費	用	の	見	込	み									•	•	•						41
	1	更新	費用	の将	来推	計				•								•										41
	2	消防	施設	の整	備に	活	用	で	き	る	財	源	の	整	理													43
	(1)	国庫	補助	金•																							43
	(2)	組合	で起	債可	能	な	地	方	債																	•	43

消防施設整備計画の趣旨

1 計画の位置付け

消防施設整備計画は、財政負担の平準化と施設の長寿命化を基本に、効果的な消防施設整備を進めることを目的として策定するもので、当組合消防本部における消防施設整備の中長期的な指針となるものです。【図表 1 - 1】

2 計画の構成

本計画は2部構成となっており、消防施設の更新、整備、長寿命化などの取組みに当たっての基本的な考え方を示す「基本方針」と、具体的な施設の整備方針を示す「個別施設計画」で構成されます。

基本方針は、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画である「公共施設等総合管理計画※」に相当するもので、個別施設計画は、文字通り公共施設等総合管理計画の下位に位置付けられる「個別施設計画」に相当するものとなります。

図表 1-1 消防施設整備計画の位置付けと構成

施設整備の中長期的指針「消防施設整備計画」

消防施設整備計画の趣旨

第1部 基本方針(公共施設等総合管理計画)

- 第1章 基本方針の対象施設と基本方針の対象期間
- 第2章 消防施設の現況及び将来の見通し
- 第3章 消防施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第2部 個別施設計画

- 第1章 個別施設計画の趣旨
- 第2章 施設別計画
- 第3章 消防施設の更新費用の見込み

※公共施設等総合管理計画:「インフラ老朽化対策の一層の推進について」(平成 26 年 12 月 3 日関係省庁連絡会議決定)における行動計画に相当するものとして、総務省消防庁が消防の事務を処理する一部事務組合に対しても、平成 28 年度までのできるだけ早い時期での策定を要請したものです。【図表 1 - 2】

図表1-2 インフラ老朽化対策に関する国の動き

日付	フセイバル対策に関す 題名	発出者	内容
			-
平成 25 年 6 月 5 日	内外情勢調査会成長	総理大臣	平成24年12月2日に
	戦略第3弾スピーチ 		発生した笹子トンネ
			ル事故等を踏まえ「イ
			ンフラ長寿命化基本
			計画」のとりまとめを
			表明
平成 25 年 11 月 25 日	インフラ長寿命化基	インフラ老朽化対策	各インフラを管理・所
	本計画	の推進に関する関係	管する者が、インフラ
		省庁通達会議	長寿命化計画(行動計
			画)及び個別施設毎の
			長寿命化計画(個別施
			設計画)を策定するこ
			とが必要
平成 25 年 12 月 6 日	「インフラ長寿命化	総務省消防庁	消防防災施設につい
	計画」の決定について		ても個別施設計画を
			<u>策定することが考え</u>
			られることを周知
平成 26 年 4 月 22 日	公共施設等の総合的	総務大臣	速やかに公共施設等
	かつ計画的な管理の		の総合的かつ画期的
	推進について(総財務		な管理を推進するた
	第 74 号)		めの計画(公共施設等
			総合管理計画)の策定
			にとりかかるよう要
			請
平成 26 年 4 月 22 日	公共施設等総合管理	総務省自治財政局財	公共施設等総合管理
	計画の策定にあたっ	務調査課長	計画は、インフラ長寿
	ての指針の策定につ		命化計画(行動計画)
	いて(総財務第75号)		に該当するものであ
			ること等
平成 26 年 8 月 29 日	国と地方公共団体が	総務省自治財政局財	公共施設等総合管理
	 連携した地域の国有	務調査課長	計画の策定にあたり、
	財産の最適利用につ		国と連携した国公有
	いて(総財務第149号)		財産の最適利用につ
			いても検討
			נוואוט כי

_ b aa - 10			
平成 26 年 12 月 3 日	インフラ老朽化対策 	インフラ老朽化対策	各省庁は、所管法人等
	の一層の推進につい	の推進に関する関係	が管理するインフラ
	て	省庁連絡会議	について、行動計画の
			策定対象とする分野
			及び主体を決定して
			いない場合は、平成26
			年度中に決定し、平成
			28 年度までのできる
			だけ早い時期に行動
			計画を策定するよう
			要請することを決定
平成 27 年 3 月 31 日	消防の事務を処理す	総務省消防庁	消防の事務を処理す
	る一部事務組合及び		<u>る一部事務組合及び</u>
	広域連合における「公		<u>広域連合においても、</u>
	共施設等総合管理計		平成 28 年度までので
	画」の策定について		きるだけ早い時期に
			「公共施設等総合管
			理計画」を策定するよ
			<u>う要請</u>

第1部 基本方針(公共施設等総合管理計画)

第1章 基本方針の対象施設と基本方針の対象期間

1 基本方針の対象施設

公共施設等総合管理計画における公共施設等の中には、建物だけではなく道路などインフラ施設等も含まれます。当消防本部では、インフラ施設等は保有してないことから、消防施設等のみとなります。

また、消防に関連する事務では、消防団や消防水利は各市町の対応となる ため、消防団車庫、消火栓・防火水槽等の消防施設は、当消防本部の保有す る消防施設に含まれません。

したがって、この基本方針(公共施設等総合管理計画)において対象となる施設は、以下のとおりとなります。

【基本方針の対象施設】

・「消防署所」: 消防本部及び消防署所の庁舎、訓練施設その他の施設

2 基本方針の対象期間

この方針の対象期間は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 (平成26年4月22日付け総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知、 以下「国の指針」といいます。)」を基に、管理市町の袋井市が40年間、森町 が30年間で計画期間を策定していることを踏まえ、計画期間が長い袋井市に 合わせる形で平成29年度から平成68年度(新元号38年度)までの40年間 としています。

ただし、人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう 計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。

【対象期間】

・平成29年度から平成68年度(新元号38年度)までの40年間(2017~2056)

【期間設定の理由】

- ・国の指針において計画期間は、少なくとも10年以上とされていること。
- ・管理市等の計画期間は、袋井市が平成28年度から平成67年度(新元号37年度)の40年間、森町が平成28年度から平成57年度(新元号27年度)までの30年間であり、長期計画期間で策定している袋井市の計画期間40年と同設定とした。

図表1-3 基本方針の対象期間

年 度	H29~新元号 8 2017~2026	9 ~18 2027~2036	19~28 2037~2046	29~38 2047~2056							
管理市等総合管理計画	森 町 公共店	施設等総合管理計画 施設等総合管理計画 H57 (新元号 27)) 情報の共有	画	元号 37)							
消防施設整備計画	第1部 基本7	5針(公共施設等紅 適宜改訂	総合管理計画)(H2 適宜改訂	29~新元号 38) 適宜改訂							

1 消防施設の状況と火災件数等

(1)袋井市森町広域行政組合の沿革

昭和38年袋井市に袋井市消防本部及び消防署が設置され、昭和46年に隣接の森町、浅羽町を含めた袋井市外2町消防組合が発足しました。

その後、平成12年に袋井市外2町消防組合、袋井地域環境厚生施設組合及び袋井市広域施設組合が統合し、袋井市森町浅羽町広域行政組合が発足しました。平成17年には、市町の合併により組合の構成が1市1町に再編され、袋井市森町広域行政組合(以下「組合」という。)と名称を変えました。消防本部は、平成24年に中東遠地域5消防本部通信指令事務協議会が設立され消防指令業務を近隣の5消防本部で中東遠消防指令センター(以下「指令センター」という。)として共同運用を開始しました。平成26年に袋井市北部地域と森町南部地域の消防体制の充実を図るため山梨分遣所を開所し1本部1消防署2分署1分遣所体制で消防業務を行っています。

図表1-4 組合の沿革と主な消防施設整備

年 度	組合の沿革と主な消防施設整備
昭和 38 年度	袋井市消防本部、袋井市消防署の発足に伴い市役所庁舎を改造し業務を開始
四和 30 平反	する。
昭和 45 年度	市役所移転に伴い旧庁舎を改造し事務室、通信室を移転する。
昭和 46 年度	隣接の森町、浅羽町を含めた袋井市外2町消防組合を発足
昭和 47 年度	<u>袋井消防本部・消防署が完成する。</u> 森分署、浅羽分署が開署
昭和 55 年度	本署敷地内にコミュニティ一防災センタ一及び飲料用 100 t 水槽竣工
昭和 56 年度	森分署庁舎増改築工事
昭和 59 年度	通信指令室が防災センターに移転、消防救急指令装置を更新する。本署待機
	室一部改造工事を行う。
昭和 62 年度	本署庁舎一部増改築工事を行う。
昭和 63 年度	浅羽分署庁舎増改築工事
平成5年度	袋井消防署救助訓練塔が完成する。
	袋井消防署に非常用発電装置を設置する。
平成6年度	浅羽分署庁舎が移転、新築する。
平成9年度	消防緊急通信指令システム(NECⅡ型)を導入する
平成 11 年度	本部、本署庁舎の耐震補強工事が完成する。
平成 12 年度	袋井市外2町消防組合、袋井地域環境厚生施設組合及び袋井市広域施設組合
	が統合し、袋井市森町浅羽町広域行政組合が発足する。
	訓練塔塗装改修工事を行う
平成 14 年度	森分署新庁舎が移転、新築する。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

平成 17 年度	袋井市と浅羽町の合併により袋井市森町浅羽町広域行政組合から、袋井市森
	町広域行政組合に名称変更する。
平成 18 年度	浅羽分署非常用発電機燃料タンク増設工事が完了する。
平成 24 年度	中東遠地域 5 消防本部消防通信指令事務協議会設立
	中東遠消防指令センターの運用が開始
平成 26 年度	山梨分遣所を開所
平成 28 年度	消防救急デジタル無線運用開始

(2) 消防施設の保有状況

消防本部が保有する又は使用する消防施設は、訓練施設や資機材格納庫等の附属的な施設を除くと4つの消防署所の庁舎のみとなります。これらのうち、昭和40年代に建設されたものは、袋井消防本部・袋井消防署で、それ以外は、平成に入って建設されたものとなります。いずれの施設も公共施設として必要な耐震性は、確保されていますが、建設からの年数を考慮すると、今後、建替えを含めた総合的な保全管理が必要となります。袋井消防署は、新元号2年度(2020)に新庁舎を開庁すべく、現在設計等の業務を行っています。

図表 1-5 消防施設の状況

No.	施設名称	建築年月	構造	延べ床面積 (合計)	耐震診断	耐震工事 年月日	耐震性
1	袋井消防本部 袋井消防署	昭和 47 年	鉄筋コンク リート 一部鉄骨造	1, 115. 90 m ²	診断済み	平成 11 年	0
2	浅羽分署	平成6年	鉄骨造	734. 52 m²	新耐震設計(こつき未実施	0
3	山梨分遣所	平成 26 年 3 月	鉄骨造	509. 25 m²	新耐震設計(こつき未実施	0
4	森分署	平成 14 年	鉄筋コンク リート 一部鉄骨造	952. 34 m²	新耐震設計(こつき未実施	0

※耐震性の〇印は、構造耐震使用(IS値)が0.75以上のもの又は昭和56年以降の建物で、新耐震基準で設計されているもの

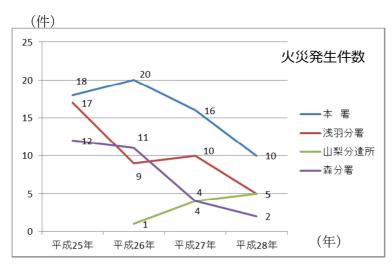
(3) 署所別の火災発生件数・救急の出動件数

消防署所の配置を考える上で、現在の署所別の火災、救急の出動件数を比較すると、各署の出動件数の均衡が保たれており、その施設配置が適正であると考えられます。

このため、施設の更新を検討するに当たっては、今後も出動のバランスを大前提に考える必要があります。

図表 1 - 6 署所別の火災発生件数・救急出動件数 (件)

	平成	25 年	平成	26 年	平成	27 年	平成 28 年		
	火災	救急	火災	救急	火災	救急	火災	救急	
本 署	18	2, 262	20	1, 789	16	1, 630	10	1, 606	
浅羽分署	17	674	0	677	10	655	5	637	
山梨分遣所			1	499	4	676	5	620	
森分署	12	677	11	569	4	559	2	588	
計	47	3, 613	41	3, 534	34	3, 520	22	3, 451	





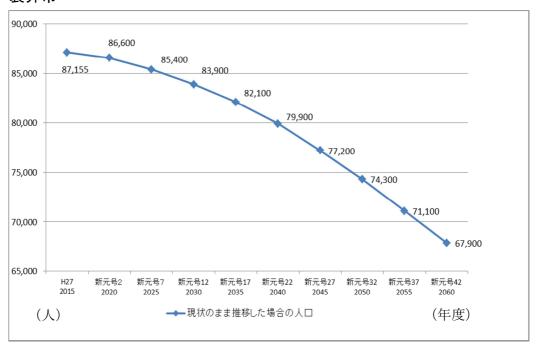
2 総人口や年代別人口について今後の見通し

(1)総人口の将来推計 【図表1-7】

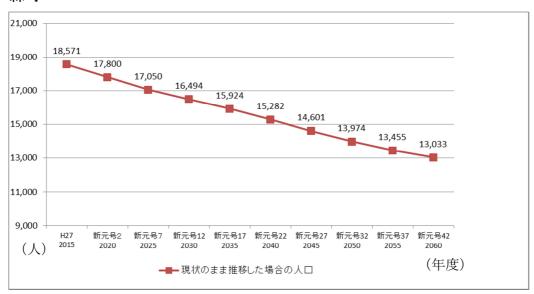
組合管内の人口は、今後も引き続き減少していくと見込まれます。

図表 1 - 7

袋井市



森町



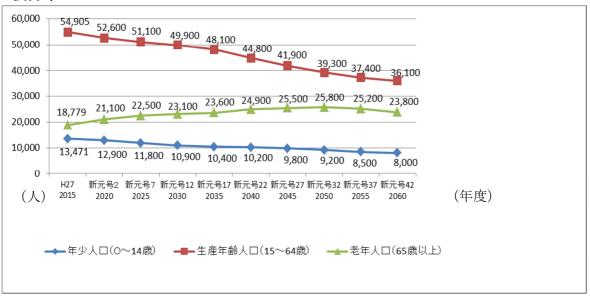
袋井市公共施設等総合管理計画・森町公共施設等総合管理計画より【図表1-7】【図表1-8】

(2) 年代別人口からみた消防需要の将来推計 【図表 1-8】

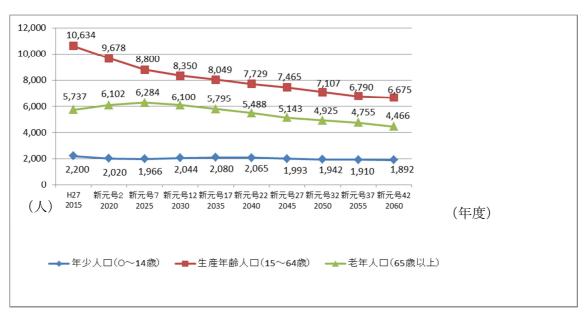
一般的には、人口減少により行政需要も減少すると考えられますが、消防需要については、年代別の人口構成に基づく将来的な傾向を捉える必要があります。管内の年代別、人口構成をみると、65歳以上の老年人口が増加する一方、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)の減少が続きます。将来推計では、老年人口は、袋井市は新元号32年(2050)、森町は新元号7年(2025)をピークに減少傾向へ転じることが見込まれています。老年人口の推計から、当分の間は、現状と同程度の消防需要があると見込まれるため、これに充分対処できるような消防施設の整備を図ることが必要であると考えられます。ただし、生産年齢人口の減少による財政力低下などに備え、従来以上の効率化も重要課題であると認識する必要があります。

図表 1-8

袋井市



森町



3 消防施設の維持管理・修繕等に係る中長期的な経費の見込み

(1)補修費用の将来推計

現在保有又は使用している消防施設の将来の補修費用を推計します。これは耐用年数経過後に、同規模で施設を更新するものと仮定した場合の今後40年間の推計となります。

【試算条件】

- ・消防署所4施設を対象とし、訓練塔、その他の構造物は、対象外とする。
- ・耐用年数は、鉄筋コンクリート造50年、鉄骨造40年とする。
- ・大規模改修は行わず、毎年度修繕を行うこととし、補修単価は、国の施設の1平方メートル当たりの年間補修費用(平成27年3月)とする。

【図表1-9】

- 更新施設の建築費は含まない。
- ・本署の補修費用については、新元号2年度(2020)以降の新庁舎棟の全体 面積5,296.07 ㎡に対する費用とする。

図表1-9 国家機関の合同庁舎・一般事務庁舎の補修費用の平均

建物経年数	1 ㎡当たりの年間補修費用(円/㎡)							
10 年未満	151							
10~20 年未満	1, 098							
20~30 年未満	1, 635							
30~40 年未満	2, 213							
40 年以上	2, 448							

資料: 国家機関の建築物等の保全の現況 (平成 27 年 国土交通省)

上記の試算条件によると新元号2年度に袋井消防本部・袋井消防署が 更新、新元号15年度に浅羽分署、新元号34年度に森分署、新元号35年 度に山梨分遣所が更新年を迎えます。

消防施設の年ごとの補修費用は、新元号 32 年度に約 1,600 万円でピークとなり、40 年間の総額で約 4 億円が必要となります。【図表 1 -10】

図表 1 - 1 0 補修費用の将来推計(袋井消防署・浅羽分署・山梨分遣所・森分署)



40 年間の補修費用は、袋井消防本部・袋井消防署の新庁舎の開庁と経過年により増加するため、予算上の庁舎修繕費を効率、効果的に活用し、補修費用を抑制していく必要があります。

■ ■ ■ 補修費用の推計の総額の平均ライン 概ね1千万円

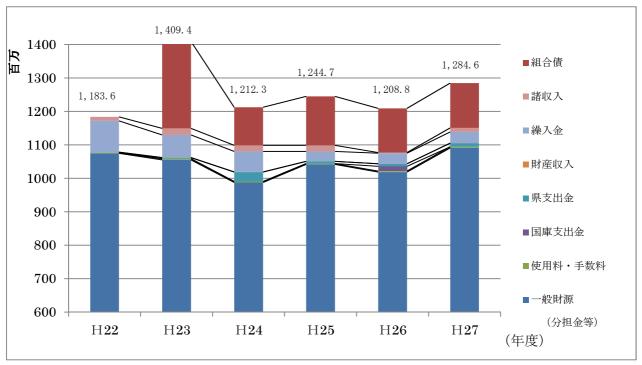
--- 補修費用の推計の総額の平均の 60%ライン 概ね 600 万円

(2) 財政状況の見通し

組合の運営に係る経費は、主として構成市町から納入される分担金で賄われています。地方税の減少のほか、構成市町の主要財源の一つである普通交付税については、市においては減少、町にあっては増加傾向となっておりますが、構成市町においては、依然として厳しい財政状況にあることに変わりはありません。

これらのことから、組合の消防施設の管理についても、市町の財政基盤の下、必要な消防力を将来に渡って維持していくためには、消防施設の適性配置、現有の消防力を最も効率的に運用するとともに、維持管理経費や老朽化に伴う改修・更新費用等の抑制・平準化を図ることが不可欠になるものと考えています。 【図表1-11】【図表1-12】

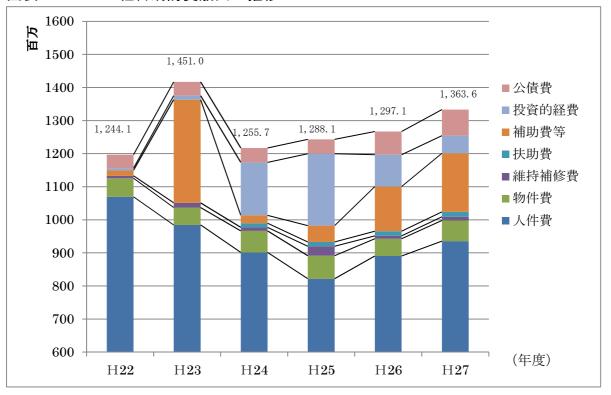
図表 1-11 組合消防費歳入の推移



歳入の推移では、平成23年度に指令センターの整備に伴い組合債が増加し、その後、 平成25年度、山梨分遣所の建設、平成26、27年度の消防救急無線デジタル化に伴って 組合債が増加しています。

平成27年度の歳入の内訳では、1,284.6百万円をみると市町の分担金・負担金が1,090.9百万円(87.5%)、その他は組合債134.1百万円(10.4%)となっています。今後、構成市町においては、生産年齢人口の減少等による地方税収入の減少のほか、袋井市では、普通交付税の合併算定替えの特別加算が平成28年度から平成32年度において段階的に削減され、新元号3年度(2021)にはゼロになるなどの減少が見込まれています。

図表 1-12 組合消防費歳出の推移



歳出の推移では、平成23年度の指令センター開設に係る負担金、平成25年度の山梨 分遣所の建設事業費、平成26年度、平成27年度の消防救急無線のデジタル化で負担金 の増加がありました。

平成 27 年度の歳出では、主に人件費 935.5 百万円 (68.6%)、その他は物件費 62 百万円 (4.6%)、維持補修費 11 百万 (1%)、補助費等 177.4 百万円 (13%)、公債費 79 百万円 (5.8%) となっています。

性質別歳出の推移では、平成25年度までは、団塊の世代の大量退職により人件費が減少していましたが、その後、平成26年度の山梨分遣所開所に伴う増員により増加に変動しています。また、指令センター開設及び消防救急無線のデジタル化の負担金により補助費等が増加し、それらの整備に係る起債について据置き期間の終了に伴い公債費が増加傾向にあります。

第3章 消防施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組み体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画を全庁的な取組みとするため、消防本部総務課を計画の進捗状況を一元的に管理する「マネジメント課」と位置付け、他課及び署所と連携を図りながらマネジメントを進めます。

2 現状や課題に関する基本認識

(1) 消防行政サービスの視点

平成17年の袋井市と旧浅羽町の合併を経て、組合の名称の変更をしているものの消防本部管轄区域は、合併前後で変動はないため、合併に伴う消防施設の重複や偏りという課題はありません。

消防施設の配置は、火災の鎮圧、救急・救助等の消防活動において部隊 の現場到着時間に繋がり、消防行政サービスの水準に大きく影響します。

人的にも、財政的にも限られた消防力の中で、消防が地域住民の要望に応えるためには、地域の変化に合わせて、その消防力を効率よく配置することが重要になります。消防行政サービスの水準は、一重に消防施設の配置に掛かっていると言っても過言ではなく、地域の実情に合わせて人員、資機材等を適切に配分し、管内全体として最適な消防力の配置を行っていく必要があります。

(2) 社会環境等の変化の視点

これまで組合においては、構成市町に常備消防体制を整備することを重視し、各地域に消防署所を配置してきました。

経済成長を前提とした社会から人口減少・少子高齢化社会へと転換し、 経済・社会情勢が変貌を遂げる中、それまでには、救急需要の増加を始め、 従来社会が経験してこなかった大規模な災害や特殊災害が発生し、消防を取 り巻く環境も大きく変化してきています。

消防本部では、このような消防環境の変化に対し、増加する救急需要等への対応や、大規模化・複雑化する災害にも効果的に対処していく方策を検討してきたところです。

現在の消防署所数は、4施設で将来的な消防需要も、救急出動を中心に 大幅な減少が見込まれないことから、今後しばらくは4施設体制を基本に消 防施設整備を進め、地域全体を守備できるよう適性に分散配置し、大規模災 害等に対応する専門部隊や必要となる高度資機材は、集中配置を基本として いくべきであると考えています。

(3) 効率化の視点

消防施設で建築後 40 年以上が経過している施設は、現在の袋井消防本部・袋井消防署だけでその他は比較的新しく、まだ耐久力がある建物といえますが、将来に渡り耐用年数と老朽化状況を適正に把握し定期的な修繕や更新など適切な維持管理に努める必要があります。

補修費用の将来推計【図表 1-10】では、耐用年数経過後に同規模で更新するものと仮定した場合の今後 40 年間を推計すると、本署の経過年数とともに補修費用は徐々に上昇していくため費用の抑制、平準化が必要です。

施設の長寿命化の推進には、保安点検業務の委託や計画的な保全工事を 効率的・効果的に行い、長期的な施設の維持経費の低減に取組む必要がある と考えています。

施設の更新は、管内人口から考える署所の適正配置を念頭に、署所の統合や他の施設との併用を検討するなど効果的な更新が必要と考えています。

3 消防施設の管理に関する基本的な考え方

(1)目標耐用年数

計画的な保全を行い施設の安全性を確保していく上で、建替えの基準年ではなく、経過年数等と比較して老朽化の指標とする「目標耐用年数」を設定し、施設の長寿命化を図ることが効果的です。

公共施設の目標耐用年数は60年とされることが一般的ですが、この「60年」は、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものです。同書においては、建物の用途、構造別に望ましい目標耐用年数が示されています。【図表1-13】

図表1-13 望ましい目標耐用年数

用途・構造種別(普遍	通の品質)	代表値	範囲	下限値
学校、官庁、住宅、	RC造	60 年	50~80年	50 年
事務所、病院	S造	40 年	30~50年	30 年

出典:建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)

図表 1 - 1 4 法定耐用年数

構造又は用途		耐用年数	
東政正田のナの笠	RC造	50 年	
事務所用のもの等	S造	38 年	

出典:減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)

法定耐用年数【図表 1-14】と建物との実際の寿命とは必ずしも一致せず、また、それぞれの施設の劣化度は、経過年数に比例するとも限りません。既存施設の目標耐用年数は、法定耐用年数を上回るものとし、現在の施設状況も踏まえ、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造については、望ましい目標耐用年数の代表値【図表 1-13】である 60年と 40年を採用することとします。

なお、施設毎に設定した目標耐用年数を指標として、機能や利用実態を 踏まえながら計画的な修繕等を実施し長寿命化を目指した施設の維持管理 に努めます。

【目標耐用年数】

・鉄筋コンクリート造 (RC造): 60年

• 鉄骨造 (S造) : 40 年

新袋井消防庁舎について

新元号2年度(2020)に開庁する新袋井消防庁舎については、建物の設計 基準強度が日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS5」に記載する「長期」に 相当するコンクリートの強度性能で設計となっています。これは、一般に計 画供用期間としておおよそ 100 年に該当することから、目標耐用年数は、鉄 筋コンクリート造(RC造) 100年とすることとします。

※計画供用期間 建築物の用途や様々な立地条件の中で、構造体や部材を大規模な修繕をすることなく供用できる期間、または継続して供用するにあたり大規模な修繕が必要となることが予想される期間を考慮して定めるもの。

(2) 消防署所の基本性能

国は、「消防力の整備指針」(平成 12 年 1 月 20 日付け消防庁告示第 1 号以下「整備指針」という。)において、消防本部及び消防署所の耐震化等について定めています。

【消防力の整備指針抜粋】

(消防本部及び署所の耐震化等)

- 第23条 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。
 - 2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点として の機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

消防施設の耐震性能は、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するために必要なものであり、組合で整備する消防施設についても、今後以下の基本性能を備えることを目標とします。

ア 耐震安全性の目標

国では、「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第100号)を策定し、地震防災機能確保のための技術基準として耐震安全性の目標について規定しています。

【官庁施設の総合耐震計画基準 (抜粋)】

第2章 官庁施設の耐震安全性

○官庁施設の整備に当たっては、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響及び施設が立地する地域的条件を考慮し、施設を分類し、構造体、建築非構造部材、建築設備等について、大地震動に対して施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図る。

○特に、災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消防活動等の災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、多数の者が利用する施設等の人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設については、他の施設に比べ、大地震に対しても耐震性に余裕を持たせることを目標とする。

具体的には、構造体の分類別の耐震性能は、建築基準法上必要とされる耐震性を1.0とし、これに重要度を表す係数(以下「重要度係数」という。)を乗ずることにより定めるとされています。このうち消防施設は、最も高い耐震安全性である I 類に分類され、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図る必要があることから、その重要度係数は1.5とされています。

【図表 1-15、図表 1-16】

消防施設は、全て今後新たに整備する場合は、I類、A類、甲類を耐震安全性の目標とします。

【耐震安全性の目標】

構造体 : I類(重要度係数 1.5)

建築非構造部材 : A類建築設備 : 甲類

図表 1-15 耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐震安全性の目標
	I 類 (1.5)	大地震動後、構造体補修をすることなく建物を使
		用できることを目標とし、人命安全確保に加えて
	(1. 0)	十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく
構造体	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	建築物を使用できることを目標とし、人命の安全
	(1. 20)	確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じる
	(1.0)	が、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを
	(1.0)	目標とし、人命の安全確保が図られている。
		大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入
	A類	れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障
		となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しな
建築非構造部材		いことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分
连宋升悟 但即 彻		な機能確保が図られている。
		大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が
	B類	発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の
		防止が図られている。
		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防
	甲類	止が図られていると共に、大きな補修をすること
建築設備		なく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	フ米百	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止
	乙類	が図られている。

※ 構造体の分類()内は重要度係数

出典:官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(一般社団法人公共建築協会)

図表 1-16 官庁施設の機能による分類

		0 日月 加西民 07 加及 日		而打	震安全性の分類	 頁
分	類	活動内容	対象施設	構造体	建築非構造 部材	建築設備
災	災	・災害時の情報の収集、	・指定行政機関	I類	A類	甲類
害	害	指揮	が入居する施設	(1.5)		
応	対	・二次災害に対する警	・指定行政機関			
急	策	報の発令	のうち地方ブロ			
対	の	・災害復旧対策の立案、	ック機関が入居			
策	指	実施	する施設			
活	揮	・防犯等の治安維持活	• 指定地方行政			
動	•	動	機関のうち東京			
1=	情	・被災者への情報伝達	圏、名古屋圏、			
必	報	・保健衛生及び防疫活	大阪圏及び大震			
要	伝	動	法の強化地域に			
な	達	・救援物資等の備蓄、	ある機関が入居			
施	等	緊急輸送活動等	する施設			
設	の		• 指定地方行政	Ⅱ類	A類	甲類
	<i>t</i> =		機関のうち上記	(1. 25)		
	め		以外のもの及び			
	の		これに準ずる機			
	施		能を有する機関			
	設		が入居する施設			
	救	・被災者の救難、救助	・ <u>病院及び消防</u>	I類	A類	甲類
	護	及び保護	関係施設のうち	(1.5)		
	施	• 救急医療活動	<u>災害時に拠点と</u>			
	設	• 消火活動等	<u>して機能すべき</u>			
			<u>施設</u>			

			耐震安全性の分類		
分類	活動内容	対象施設	+# \# <i> </i> _	建築非構造	74. 竺 =0. /#
			構造体	部材	建築設備
`1位 ## 〒C し		学ts III 板ts	Ⅱ類	A類	乙類
避難所と して位置		・学校、研修施	(1. 25)		
		設等のうち、地域は必急率にお			
付けられ	・被災者の受入れ等	域防災計画にお			
た施設		いて避難所とし			
		て位置付けられ			
		た施設			
			I類	A類	甲類
人命及び		・放射物質若し	(1.5)		
物品の安		くは病原菌類を			
全性の確		貯蔵又は使用す			
保が特に		る施設及びこれ			
必要な施		らに関する試験			
設		研究施設			
	・危険物を貯蔵又は使				
	用する施設		Ⅱ類	A類	甲類
		・石油類、高圧	(1. 25)		
		ガス、毒物、劇			
		薬、火薬類等を			
		貯蔵又は使用す			
		る施設及びこれ			
		らに関する試験			
		研究施設			
	多数の者が利用する施	・文化施設、学	Ⅱ類	B類	乙類
	設	校施設、社会教	(1. 25)		
		育施設、社会福			
		祉施設等			
		,	Ⅲ類	B類	乙類
その他		│ • 一般官庁施設 │	(1.0)		

出典:官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(一般社団法人公共建築協会)

イ 非常用電源の性能目標

整備指針においては、地震災害及び風水害時等において災害応急対策 としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するもの とされています。

災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、 揺れや浸水に備えた設置方法とするほか、燃料についても適切な稼働時間を確保できる備蓄量とする必要があります。

一般に、要救助者の生存率は、災害発生後「72 時間」を過ぎると大きく下がると言われています。この時間帯に消防施設の機能が低下することが致命的となる恐れがあり、総務省消防庁では、人命救助の観点から重要な「72 時間」は、外部からの供給無しで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとしています。

また、停電が長期化する場合も考えられることから、燃料販売事業者 との協定締結などを含め、1週間程度は、災害対応に支障がないよう準 備することも推奨しています。

これらのことから、全ての消防署所に非常用電源を設置し、更新や新たに設置する非常用電源については、以下の性能を備えることを基本とします。

【非常用電源設備に関する基本性能】

- ・揺れや浸水に備えた設置方法であること。
- ・外部からの燃料供給なしで72時間稼働可能であること。
- ・非常電源での業務継続が1週間程度可能であること。

(3) 保全管理の考え方

ア 「予防保全」の推進

消防施設の突発的な使用障害や事故は、消防行政サービスの機能停止に直結することから、重大な障害のリスクは事前に取り除いておかなければなりません。そのためには、対処療法的な事後保全を行うだけでなく、耐用年数等により劣化の状況を予測し、適切な時期に更新や修繕を行うなど、障害の発生前に対処して、施設の機能を常に正常な状態に維持していく必要があります。

このような「予防保全」を推進し、トータルコスト(将来の財政負担) の縮減にも努めながら、消防行政サービスをいかなる時でも確実に提供 できるように取組みます。

【計画的な予防保全とする建物の部位 (例)】

- 屋根
- 外壁(タイル・鋼製パネル・シーリング等)
- 外部パネル(オーバースライドシャッター等)

建築物の躯体コンクリートや外壁だけでは雨水の侵入を防ぐことができないため、屋上防水層や屋根葺材等で表面を覆うことにより水の浸入を防いでいます。しかしながら防水層等の寿命は、構造躯体の寿命と比較して短いため、経年劣化により防水効果が低下すると、漏水を起こして構造躯体の劣化や損傷を招くことがあります。

構造躯体の改修が必要となった場合は、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮することができないばかりでなく、外部足場が必要になるなど工事の長期化や改修費用の増加を招くことから、計画的な予防保全が必要であると考えます。

外壁は、防水層と同様、構造躯体と比較して寿命が短く、経年劣化により仕上げ材のタイルのひび割れ・浮き、金属パネルの発錆、目地部のシーリング劣化などが発生し、ここから雨水等が侵入した場合は、躯体の劣化や室内仕上げ材及び設備機器の損傷を引き起こすことがあります。

また、仕上げ材を含めた外壁の落下による危険性を排除する観点からも、 計画的な予防保全を実施することとします。

オーバースライドシャッター等は、耐用年数や外観点検から修繕の是 非を判断することが難しく、故障した場合は、緊急出動の妨げとなるこ とから予防保全として定期的に部品交換を実施します。

イ 「点検重視型保全」の推進

予防保全を的確に推進するためには、重要な部位又は設備について、適切な時期に適切な点検・診断を行い、発見された不具合については速やかに補修を行っていく必要があります。そのためには、法定点検や日常点検による管理を重視し、これら定期点検等を施設管理の基本サイクルに入れていく必要があります。

この様な「点検重視型保全」を推進し、部位により最適な保全手法を選択することで、建築物の機能や性能を効果的に維持・向上させていきます。

【点検結果に基づく事後保全とする建物の部位(例)】

- 外部建具 (窓、鋼製扉等)
- 受変電設備(受信盤、変圧器等)
- 非常用発電設備
- ・空調設備(エアコン・ボイラー)
- 換気設備(ダクト・送風機)
- 消防用設備(自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器、誘導灯等)
- ・給排水衛生設備(屋外給水設備、ポンプ類等)

窓、鋼製扉等の外部建具については、故障の頻度が比較的低く、不具合の影響も限定的であるため、事後保全が適切と考えます。その他の電気設備、機械設備、給排水衛生設備等については、法定点検や自主点検

を適切に実施することで不具合を発見でき、早期に対処すれば故障の影響も限定的で、機能維持に支障がないと考えられることから、これも原則として事後保全が適切であると考えます。

(4) 管理の実施方針

ア 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の実施は、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況、管理状況を劣化診断により把握し、評価を行い、施設毎の保全の優先度を判断します。

イ 維持管理・修繕の実施方針

維持管理・修繕は、トータルコストの縮減・平準化を図るため、計画 的な点検や劣化診断を基に行います。

また、当初の用途、性能及び機能を維持するための回復を図る、中規模修繕的な「維持保全」だけを行うのではなく、時代の変化に対応するため、建築物の使用状況や社会通念に合わせた用途変更、機能改良を図る大規模改修にあたる「改良保全」についても状況に応じ対応を図ります。

これら維持管理・修繕の履歴については、集積・蓄積し、老朽化対策等に活用します。

ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により消防施設に高度の危険性が認められた場合や、老 朽化等により共用廃止され、今後とも利用見込みのない消防施設につい ては、共用廃止後速やかに解体・撤去するなど、危険性を適切に除去し て施設周辺の安全性を確保します。

エ 耐震化の実施方針

消防施設は、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため に充分な耐震性を有することが基本となります。

現状の施設は、公共施設として必要な耐震化は完了していますが、施設の管理は、「災害応急対策の拠点としての機能維持」を重点的に考慮します。

オ 更新及び長寿命化の実施方針

適性配置により組合管内全体の消防力の向上や運用効果の改善につながる施設については、その効果を早期に発現させられるよう、目標耐用年数を経過していなくても更新整備を考慮することとしますが、それ以外の施設については、目標耐用年数(鉄筋コンクリート造60年、鉄骨造

40 年、新袋井消防庁舎にあっては 100 年)から新庁舎を除く施設については、最低 10 年間程度の長寿命化を行い、既存のストックを有効に活用しながら、市町の施設整備状況も踏まえた上で、建設時期の平準化を図ります。

カ 統合や廃止の推進方針

住民の生命、身体及び財産を保護するという消防の目的を踏まえると、消防施設の廃止については、特に慎重に判断する必要があります。施設更新は、消防需要や老朽化等の状況を踏まえ、署所の集合化や組合構成市町の関係施設と合わせる複合化も視野に入れながら、管内の消防機能の維持・向上を図ります。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するための取組みは、マネジメント担当課(消防本部総務課)を中心に行います。消防施設の点検管理について、必要に応じて職員研修を行うなど、今後の消防施設の総合的な保全管理の取組みを進めます。

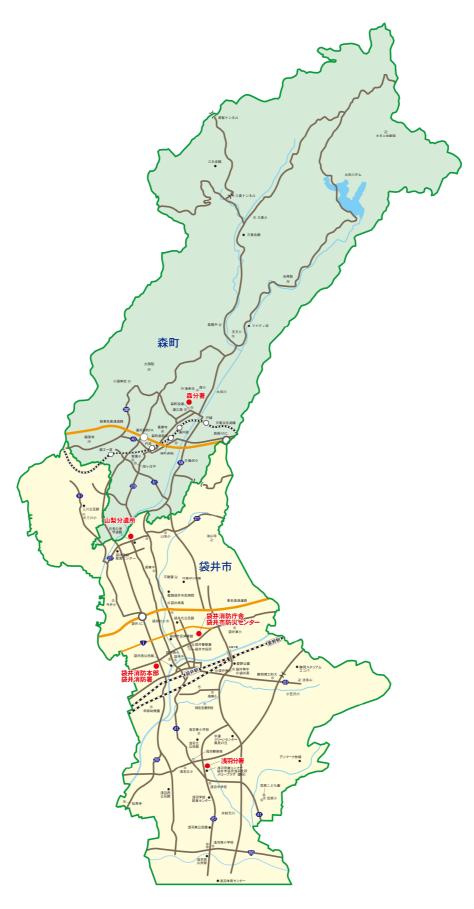
また、当組合は、市町の消防事務のみを共同処理する一部事務組合ではありませんが、建築技術者等の専門的な人材の採用及び育成については限界があることから、必要な工事の実施に当たっては構成市町の指導と協力の下、外部機関の専門性の高い人材を積極的に活用していきます。

4 フォローアップの実施方針

マネジメント担当課(消防本部総務課)は、他課及び署所と連携をしながら本計画の確実な実行に向けた進捗管理を行い、必要に応じて議会や住民への情報提供を行います。

進捗管理に当たっては、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを活用して継続的な取組みを行うとともに、PDCAサイクルによる評価や消防環境の変化に応じて、適宜本計画の見直しをします。

第2部 個別施設計画



第1章 個別施設計画の趣旨

1 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの取組みに当たっての基本的な考え方である「第1部 基本方針(公共施設等総合管理計画)」を踏まえ、さらに一歩踏み込んだ具体的な施設の整備方針を示すものです。

国のインフラ長寿命化計画においては、公共施設等総合管理計画の下位に位置付けられる「個別施設計画」に相当するものです。

2 計画の対象施設

基本方針(公共施設等総合管理計画)では、消防署所のみを対象としています。消防サービスを提供する上では、消防隊員、消防署所、消防車両、消防資機材等が密接に関わってきます。

これら消防力の整備に関して、国は整備指針において、市町村が消防力を整備する際の、望ましい施設及び人員の水準(目標)を示しています。

第2章では、この内、消防署所について、公共施設等総合管理計画の下位に 位置付けられる個別施設計画を定めています。

消防車両や通信指令施設(高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線 設備)については、別の計画により維持管理、更新を図るものとします。

【計画対象施設】

1 「消防署所」 : 消防本部及び消防署所の庁舎

2 「消防車両」 : 消防ポンプ自動車(水槽付きを含む。)、はしご付き消防自

動車、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工

作車、指揮車及び特殊車

3「通信指令施設」:高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備

※2及び3については、別に計画する。

3 計画の対象期間

「第1部 基本方針(公共施設等総合管理計画)」と同様に、平成29年度から平成68年度(新元号38年度)までの40年間とします。

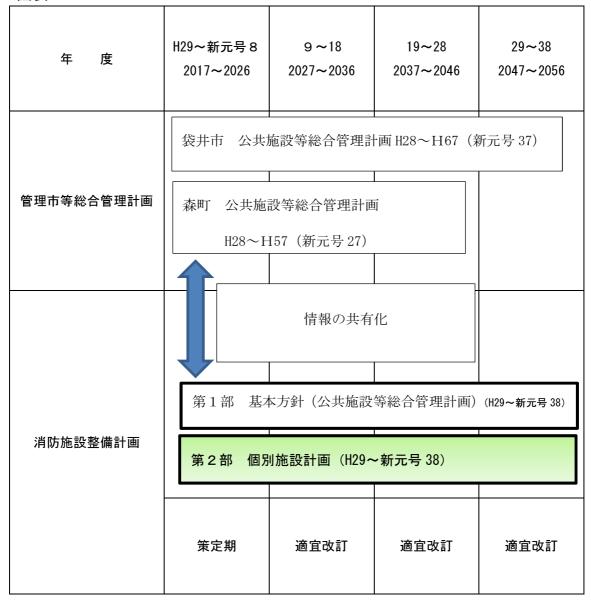
【対象期間】

・平成29年度から新元号38年度までの40年間(2017~2056)

【期間設定の理由】

・基本方針の終期が新元号38年度であること【図表2-1】

図表 2 - 1



第2章 施設別計画

1 消防署所

(1) 基本的な考え方

消防本部の目標耐用年数については、既存施設の鉄筋コンクリート造は、 60年、鉄骨造は40年、新袋井消防庁舎は100年を採用することとしていま す。【第1部 基本方針 第3章】

ただし、組合構成市町においては、既に普通交付税の段階的縮小などが始まっており、これらの財政状況を考えると、目標耐用年数経過後に一律更新という考え方は現実的ではありません。今後は、財政負担の平準化と施設の長寿命化を基本に、将来の消防需要を見極めながら、最も効果的な方法で施設の整備を検討していく必要があります。

これらのことから、今後の消防署所の更新・整備に当たっては、以下の 2項目を基本的な考え方とします。

【消防署所の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- I. 新庁舎を除く既存の施設については、目標耐用年数から最低 10 年間の 長寿命化を行い、既存のストックを有効に活用しながら、建設時期の平 準化を図ります。
- Ⅲ. 適正配置により組合管内全体の消防力の向上や運用効果の改善に繋がる施設については、その効果を早期に発現させられるよう、目標耐用年数を経過していなくても整備を考慮します。

また、当消防本部が今後整備する消防署所については、最低限必要な機能として以下の基本性能を備えることとし、既存の消防署所についても同等の基本性能を有するように適切に努めます。【第1部 基本方針 第3章】

【消防署所の基本性能】

- ◆ 地震災害及び風水害において災害応急対策の拠点としての機能を適切 に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得 るよう整備するものとします。
- ◆ 地震災害及び風水害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置します。

上記の考え方を基本として、施設の更新、施設の除却、中規模修繕、大規模改修等の整備について、対象となる消防署所と整備時期を計画します。

なお、消防施設の機能や管轄地域に必要な消防行政サービスの水準に応じて、 消防署所の名称は見直ししますが、本計画においては、計画策定時の名称を使 用することとします。

(2) 施設別計画

図表2-2 消防署所の整備計画

袋井消防本部 · 袋井消防署

	年 度	H29~8	9 ~ 18	19~28	29~38
	(新元号)	2017~2026	2027~2036	2037~2046	2046~2057
	奴' 屈左***		12 (2030)	22 (2040)	32 (2050)
	経過年数		10 年経過	20 年経過	30 年経過
	集約化・複合化	2 (2020) 新庁舎			
4关.壮.〉北四十十 bn	*	開庁(袋井市防災			
袋井消防本部	19 to 16 95	センターと複合			
- 袋井消防署	移転・改築	施設)			
S 47. 12 竣工	耐震化	免震構造			
一部S造	長寿命化 中規模修繕			中規模修繕の検討・実施	
	施設の除去	2 袋井消防署 訓練塔·車庫等			

浅羽分署

	T		ī	Т	
	年 度	H29∼8	9 ~ 18	19~28	29~38
	(新元号)	2017~2026	2027~2036	2037~2046	2046~2057
		5 (2023)	15 (2033)	25 (2043)	
	経過年数	30 年経過	目標耐用年数	目標耐用年数経	
			40 年経過	過後 10 年経過	
	集約・複合化		集約・複合化の	集約・複合化	
	・転用		検討	・転用で更新	
浅羽分署	移転・改築			上記又は	
H6.3竣工 S造				移転改築	
	耐震化	耐震済			
	長寿命化 中規模修繕	中規模修繕の検討・実施	長寿命化		
	施設の除去			旧浅羽分署	

山梨分遣所

	年 度	H29∼8	9 ~ 18	19~28	29~38
	(新元号)	2017~2026	2027~2036	2037~2046	2046~2057
		5 (2023)	15 (2033)	25 (2043)	35 (2053)
	経過年数	10 年経過	20 年経過	30 年経過	目標耐用年数
					40 年経過
	集約・複合化				森分署との集
山梨分遣所	・転用				約検討
H26.3竣工	1 0 ± □ □ t				上記又は
S造	移転・改築				移転改築
3,2	耐震化	耐震済			
	E + ^ //		中規模修繕の		長寿命化
	長寿命化		検討・実施		中規模修繕の検
	・中規模修繕				討・実施
	施設の除去				

森分署

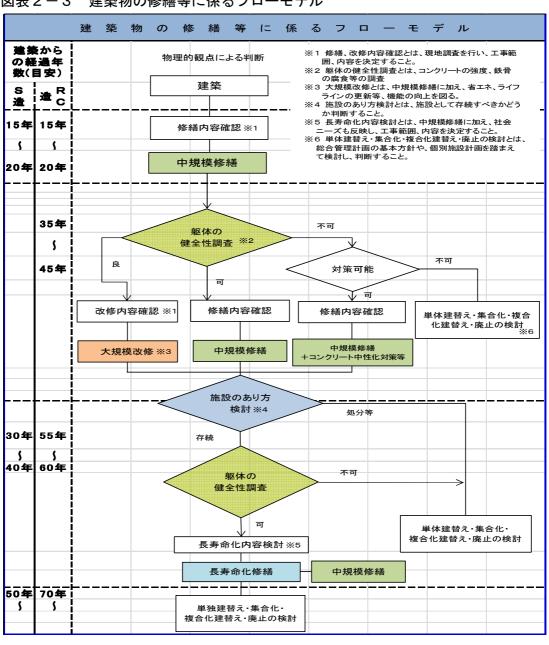
14173 🗖					
	年 度	H29∼8	9 ~ 18	19~28	29~38
	(新元号)	2017~2026	2027~2036	2037~2046	2046~2057
		4 (2022)	14 (2032)	24 (2043)	34 (2053)
	経過年数	20 年経過	30 年経過	40 年経過	50 年経過
	集約・複合化				山梨分遣所との
森分署	• 転用				集約検討
H14. 8竣工	移転・改築				
R C	耐震化	耐震済			
一部S造					
	長寿命化	中規模修繕の		中規模修繕の	
	・中規模修繕	検討・実施		検討・実施	
	施設の除去				

- ※・集約化 既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する。
 - ・複合化 既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
 - ・転 用 既存の公共施設を改修し他の施設として利用する。
 - ・中規模修繕 経年により通常発生する消耗、機能低下に対する復旧措置を行い、 機能を回復させる。

中規模修繕の主な内容

外部仕上げ	内部仕上げ	電気設備	給排水設備	空調設備
・屋上の防水	・フローリン	・照明等の更	・給排水管の	・空調機器の
の更新	グブロックの	新	更正	更新
・外壁の洗	研磨及び塗装	・老朽化の著	・ポンプ等の	・老朽化の著
浄・再塗装等	・壁塗装の再	しい箇所の修	機器類の更新	しい箇所の修
• 外部開口部	塗装	繕	・老朽化の著	繕
の調整	・老朽化の著		しい箇所の修	
・外部鉄部の	しい箇所の修		繕	
再塗装	繕			

図表2-3 建築物の修繕等に係るフローモデル



ア 袋井消防本部・袋井消防署 (昭和 47 年建設)



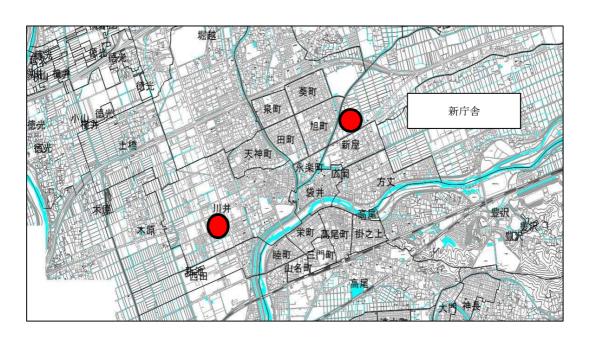
■ 現在地 袋井市川井 996-2

■ 建設年月 昭和47年12月

■ 整備方針 消防本部及び消防署と袋井市防災課、防災センター機能を 併せた施設として平成32年4月移転

■ 耐用年数 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 50年

■ 平成32年4月新庁舎開庁後に旧庁舎解体



(袋井消防本部・袋井消防署位置図)

(ア) 現状と課題

袋井消防本部・袋井消防署は、昭和 46 年 4 月に袋井市、森町、旧浅羽町との組合発足に伴い、昭和 47 年 12 月に現庁舎が建設されました。

その後、40 年以上が経過し、庁舎の老朽化が進むとともに、消防力の増強により庁舎が狭隘となり建替えが必要となっています。

また、東日本大震災の発災を受けて、消防防災対策の見直しをする中で、消防防災拠点施設としても袋井消防庁舎建替えが必要となっています。

一方、袋井市における災害対応では、異常気象による局地的な大雨、 突風、さらには大規模地震等に即時に初動対応が可能な防災課執務室と 併せた、常設の災害対策本部の整備が必要となっています。こうした状 況を踏まえ、組合と袋井市では、住民の安全と安心な暮らしを守る庁舎 として、「袋井消防庁舎・袋井市防災センター」を新築することとして います。

(イ) 適正配置

消防力の適正配置からは、新元号2年度(2020)開庁予定の新庁舎は、 近年人口が増加した袋井市愛野地区へ出動体制の向上が見込めるもの となっています。

(ウ) 整備の方向性

袋井消防本部・袋井消防署は、新元号2年度(2020)に市の防災対策 施設と複合化され新庁舎として開庁し当面は、中規模修繕の実施まで施 設の維持管理を適正に行います。

また、使用しなくなる旧消防庁舎は解体します。

イ 袋井消防署浅羽分署(平成6年建設)

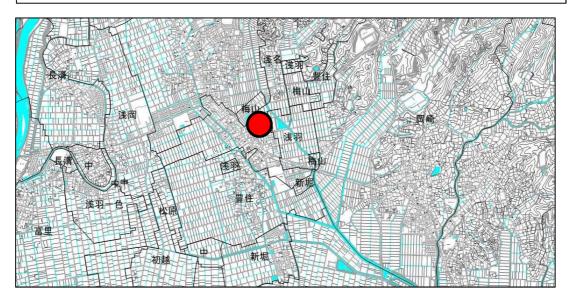


■ 現在地 袋井市浅名 1045 番地

■ 建設年月 平成6年3月

■ 整備方針 建替え又は他施設との統合

■ 耐用年数 鉄骨造 40年



(浅羽分署位置図)

(ア) 現状と課題

袋井消防署浅羽分署は、平成6年3月に建設されました。

現在 23 年が経過し庁舎の設備の給排水の不具合や躯体の雨漏りが生じ老朽化が進んでいます。

平成 27 年度に空調機器のリースを開始し、点検を含めた維持管理を 行い、ランニングコストの縮減に努めています。

また、東日本大震災の発災を受けて、消防防災拠点施設として袋井消防庁舎建替えが実施される予定ですが、袋井市南部の防災拠点としては、

その機能は必要とされる施設です。

(イ) 適正配置

消防力の適正配置からは、袋井市の旧浅羽町に属する現袋井市の南部地域をカバーしており、必要不可欠な部署となっています。

(ウ) 整備の方向性

袋井消防署浅羽分署は、適正配置による効果があると考えます。現在の修繕の状況からは、目標耐用年数により更新を実施する方向性と最低10年の長寿命化を行う方向性があげられますが、新元号20年代に入ると、市が保有する他の施設の改修や更新投資時期と重なってきます。

更新については、新築だけでなく、改築やその他の近隣施設との統合 も視野に入れた検討を行います。

ウ 袋井消防署山梨分遣所 (平成 26 年建設)



■ 現在地 袋井市上山梨三丁目 27 番地の 4

■ 建設年月 平成26年3月

■ 整備方針 建替え又は他施設との統合

■ 耐用年数 鉄骨造 40年



(山梨分遣所位置図)

(ア) 現状と課題

袋井消防署山梨分遣所は、平成24年度の中東遠総合医療センターの開院に伴う、市立病院の廃止等も踏まえた中で、袋井市北部地域及び森町南部地域の消防力強化のために建設され、平成26年4月1日に開所しました。

現在3年が経過した時点では、庁舎全体の設備等の不具合も無い状態です。

袋井市北部地域及び森町南部地域の防災拠点としての機能は重要で

あり、住民から必要とされる施設となっています。

将来の建替えに関しては、袋井市北部地域の人口と森町南部地域の人口推移を見極めた中で、森分署との統合、集約化も視野に入れた建設計画が必要です。

(イ) 適正配置

消防力の適正配置からは、救急車の出動実績が物語るように運用効果が大きく、袋井市北部地域及び森町南部地域を効率良くカバーしています。【第1部 基本方針 第2章】

(ウ) 整備の方向性

袋井消防署山梨分遣所は、適正配置による効果があります。長寿命化を前提とする中で、人口動態等の消防需要の推移とともに最適位置への移転を前提として検討することとします。

新元号 35 年度 (2053) に目標耐用年数の 40 年が経過し、新元号 45 年度 (2063) まで 10 年間の長寿命化を行った際には、森分署との施設の統合についても検討します。

工 袋井消防署森分署 (平成 14 年建設)

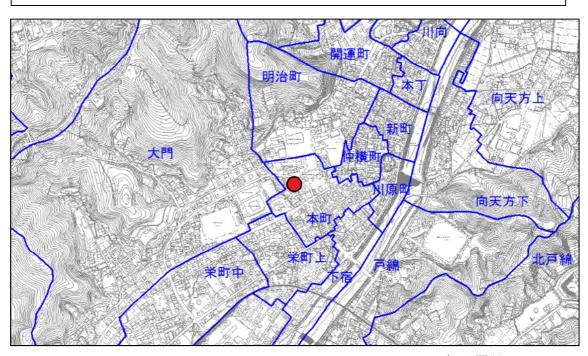


■ 現在地 森町森 48 番地の 2

■ 建設年月 平成14年8月

■ 整備方針 建替え又は他施設との統合

■ 耐用年数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 50年



(森分署位置図)

(ア) 現状と課題

袋井消防署森分署は、平成14年8月に現庁舎が建設されました。

現在、建設から 15 年が経過していますが、庁舎全体の躯体の不具合は無く、シャッターや自動ドアの修繕を実施するなど施設の維持管理を 行っています。

また、浅羽分署と同じく、平成27年度に空調機器のリース契約を取り入れた設備の維持管理を行い、ランニングコストの削減に努めていま

す。

森町中心部及び北部地域の防災拠点としての機能は必要とされる施設であると言えます。

(イ) 適正配置

消防力の適正配置からは、森町中心部に位置し、運用効果も大きいものと考えます。

(ウ) 整備の方向性

袋井消防署森分署については、適正配置による効果がありますが、山梨分遣所と同じく、今後の人口動態、消防需要を見極めながら、長寿命化又は山梨分遣所との統合も視野に入れ、最適位置への配置について検討します。

第3章 消防施設の更新費用の見込み

1 更新費用の将来推計

現在保有又は使用している消防施設の消防署所について、将来の更新費用を推計します。これは、「第2章 施設別適正配置計画」に基づき、目標耐用年数から最低10年間の長寿命化を行った場合の今後40年間の推計となります。【図表2-4】

【試算条件】

1 施設及び使用期間

- ・消防署所4施設とする。
- ・鉄筋コンクリート造は最大70年間、鉄骨造は最大50年間の使用期間
- ・計画期間内の更新建物の浅羽分署は、新元号15年(2033)の目標耐用年数後10年目の新元号25年(2043)の更新で考える。

2 事業費

- ・袋井消防庁舎の更新事業費は、平成29年8月現在の概算値を用いる。
- ・新元号2年度(2020)以降の消防署所の更新事業費は、1平方メートル 当たりの更新単価50万円に現在の消防署所の面積を乗じて事業費を算出 する。
- ・消防署所の大規模改修費用は見込まないものとする。
- ・袋井消防署新庁舎の更新工事は2年間、浅羽分署の更新工事の期間は、 1年間とする。

3 財政負担

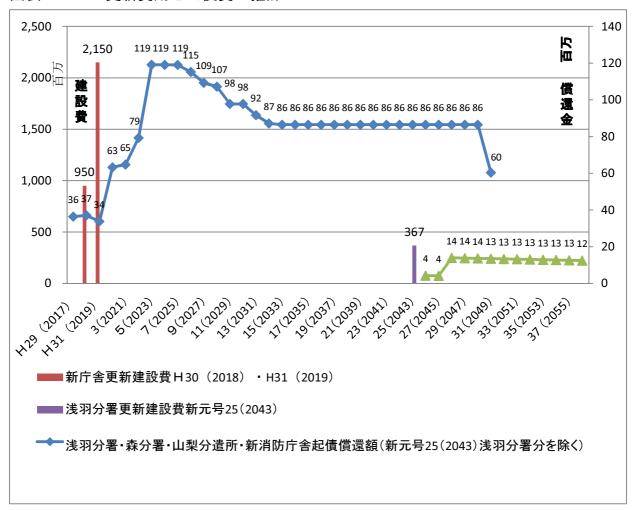
- ・袋井消防庁舎の地方債の起債は、平成29年8月現在の概算値を用いる。
- ・浅羽分署の更新に係る財政負担は次のとおりとする。

地方債の起債は、償還期間30年間の地方債の起債を行うものと仮定して財政負担を算定する。

地方債は、一般単独事業債(充当率 75%) とし、一般財源分は、更新事業年度に割り振る。

地方債年率 1.5% として計算する。

図表 2 - 4 更新費用と公債費の推計



4施設に関係する起債償還額を推計すると、この計画中の10年間隔では、平成29年度(2017)から新元号8年度(2026)で787百万円、続く新元号9年度(2027)から新元号18年度(2036)の10年間が937百万円となり、新元号19年度(2037)から新元号28年度(2046)の10年間は、865百万円が推計されます。これは、新庁舎の起債償還が主で、この償還終了年は、新元号31年度(2049)で計算しています。

新元号 15 年度 (2033) に目標耐用年数 40 年を迎えた浅羽分署について、10 年の長寿命化を図り、新元号 25 年度 (2043) で建設する場合、建設費は、367 百万円となり、その起債額は 275.4 百万円となります。起債償還金額は、新元号 26 年度 (2044) から新元号 28 年度 (2046)までに 22 百万円、新元号 29 年度 (2047)から新元号 38 年度 (2082)までの 10 年間が 131 百万円になります。この償還は新元号 42 年度 (2072)を終了年として計算しています。

また、山梨分遣所については、新元号 35 年度に目標耐用年数の時期を迎え、10 年の長寿命化を第一前提とするため試算条件には入っていません。同一面積で、森分署と仮に統合した場合の更新建設費は、合算で 730 百万円となります。

2 消防施設の整備に活用できる財源の整理

消防防災施設等の整備に活用できる主な財政措置について、以下に整理します。ただし、平成29年度現在の制度によるため、将来変更となる可能性があります。

(1) 国庫補助金

ア 消防防災施設整備補助金 補助率 1/2

【対象事業】

耐震性貯水槽、備蓄倉庫(地域防災拠点施設)、救助活動拠点施設等、 画像伝送システム(施設分)、広域訓練拠点施設、救急安心センター等整 備事業、高機能消防指令センター総合整備事業

イ 緊急消防援助隊設備整備費補助金 補助率 1/2

【対象事業】

緊急消防援助隊が使用する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、救助消防ヘリコプター、その他の特殊な車両及び資機材等並びに緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線

(2)組合で起債が可能な地方債

ア 防災対策事業債(充当率70%、交付税算入率30%)

【対象事業】

地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設 の耐震化事業

イ 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)

【対象事業】

防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業 (平成32年度まで(新元号2年度))

ウ 一般事業・一般補助施設整備等事業債(交付税算入なし)

【対象事業】

消防庁舎(充当率 75%)、消防·防災施設(充当率 90%)

エ 公共施設等適正管理推進事業債(交付税算入なし)

【対象事業】

除却事業(充当率90%) (平成33年度まで(新元号3年度))